

市条例の一部改正の概要について

1 一部改正する条例

- ①八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ②八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
- ③八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

2 改正の理由

国の基準府令等の一部改正に伴い、当市においても八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正を行うもの。

3 改正の概要

児童福祉法等において保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設することに伴い、市条例において、条の追加、準用の削除、又は条例の中で引用する同法の規定について所要の改正を行うもの。

(1 ①は条を追加及び準用を削除し、②・③は条項ずれほか必要な事項を改正する。)

①八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

改正前	改正後
(条文を追加)	「職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」旨を規定
児童福祉施設設備運営基準条例第12条の規定を、幼保連携型認定こども園について準用(この場合、「入所中の児童」は「園児」、「当該児童」は「当該園児」に読み替える)	(準用を削除)

※「改正後」欄中、「法」は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律。次項②において同じ。

②八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

改正前	改正後
児童福祉法第33条の10各号	児童福祉法第33条の10第1項各号(幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号)

③八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

改正前	改正後
児童福祉法第33条の10各号	児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)

4 施行期日

令和7年10月1日